

令和5(2023)年度有料老人ホーム及び有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅 立入検査実施方針

1 目的

高齢者福祉の一層の推進と有料老人ホームのより健全な育成を図ることを目的として立入検査を実施する。

2 実施方針

5年に1回以上実施することを基本とし、施設の運営状況を踏まえながら、効果的な立入検査を行うため、次の施設を優先的に選定し、実地で行う。その他、苦情や内部告発が寄せられた施設に対しては、適宜立入検査を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、高齢者の重症化リスクを考慮し、引き続きマスクの着用など基本的な感染対策を徹底した上で、検査項目の重点化による所要時間の短縮を図り、効率的かつ効果的な検査を実施する。また、施設の感染状況に応じて、実施時期の延期など弾力的な対応を図ることとする。

- (1) 直近数年間に新設された施設
- (2) 前回検査から5年以上経過した施設
- (3) 前回検査で指導事項の改善が不十分な施設、昨年度の苦情通報事案について実地での確認が必要な施設

3 検査項目及び重点事項

(1) 検査項目

「栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき実施する。主に入居者の処遇に関して検査することとし、重要事項説明書の記載事項、管理規程、契約書等のとおり運営がなされているかを確認する。

(2) 重点事項

昨年度までの立入結果等を踏まえ、次のとおり特に検査すべき事項を定める。

- ① 入居者処遇
 - ア 施設設備、居室等の状況
 - イ 虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関する取組
 - ウ 事故防止、発生時の適切な対応、再発防止のための取組及び服薬管理
 - エ 苦情解決体制の充実・徹底
- ② 非常災害対策
 - ア 非常災害対策計画の見直し、訓練等による実効性の確保、地域との連携
 - イ 水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設に該当する場合は、避難確保計画の作成、訓練の実施、市町長への報告（避難確保計画・訓練結果）
- ③ 感染症対策
 - ア 感染症対策の管理体制の構築、感染予防対策の徹底

(3) その他

令和3年度栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針改正に伴い新設された事項のうち、令和6(2024)年3月31日まで経過措置期間である事項（業務継続計画の策定等）について、取組状況を確認し、必要な助言を行う。